

(別添) 新旧対照表

変 更 前	変 更 後 (見え消し)
<p>1 (1) 旧堺村地域の棚田</p> <p>①泉平の棚田 (5.32ha) ②箕作の棚田 (4.45ha) ③月岡の棚田 (11.92ha)</p> <p>④小滝の棚田 (8.31ha) ⑤野田沢の棚田 (7.90ha) ⑥天地・大久保の棚田 (6.89ha)</p> <p>⑦雪坪の棚田 (4.78ha) ⑧志久見の棚田 (17.36ha) ⑨切欠の棚田 (6.55ha) ⑩長瀬の棚田 (12.59ha) ⑪笹原の棚田 (2.85ha) ⑫北野の棚田 (5.06ha) ⑬極野・中野の棚田 (5.37ha) ⑭小赤沢の棚田 (6.53ha)</p>	<p>1 (1) 旧堺村地域の棚田</p> <p>①泉平の棚田 (5.32ha) ②箕作の棚田 (4.45ha) ③月岡の棚田 (11.92ha)</p> <p>④小滝の棚田 (8.31ha) ⑤野田沢の棚田 (7.90ha) ⑥天地・大久保の棚田 (6.89 7.65ha) ⑦雪坪の棚田 (4.78ha) ⑧志久見の棚田 (17.36ha) ⑨切欠の棚田 (6.55ha) ⑩長瀬の棚田 (12.59 12.66ha)</p> <p>⑪笹原の棚田 (2.85ha) ⑫北野の棚田 (5.06ha) ⑬極野・中野の棚田 (5.37ha) ⑭小赤沢の棚田 (6.53ha)</p>
<p>1 (2) 旧水内村地域の棚田</p> <p>①白鳥の棚田 (5.91ha) ②平滝の棚田 (9.66ha) ③横倉の棚田 (11.72ha)</p> <p>④青倉の棚田 (14.98ha) ⑤森の棚田 (18.09ha)</p>	<p>1 (2) 旧水内村地域の棚田</p> <p>①白鳥の棚田 (5.91ha) ②平滝の棚田 (9.66 9.97ha) ③横倉の棚田 (11.72ha)</p> <p>④青倉の棚田 (14.98ha) ⑤森の棚田 (18.09ha)</p>
<p>2 (1) 棚田等の保全</p> <p>○耕作放棄の防止・削減</p> <p>・令和6年度まで、村内すべての棚田において、保全に取り組む面積を現状維持 (166.24ha) する。(継続)</p> <p>○生産性・付加価値の向上</p> <p>・令和6年度までに、新たにスマート業を推進し、自走式畦畔草刈機、ドローン、自動給水器等を1地域以上導入し、農業の省力化を図る。(新規)</p> <p>2 (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮</p> <p>○農産物の供給の促進</p> <p>・令和6年度までに、農業収入増加のた</p>	<p>2 (1) 棚田等の保全</p> <p>○耕作放棄の防止・削減</p> <p>・令和6年度まで、村内すべての棚田において、保全に取り組む面積を現状維持 (166.24 167.38ha) する。(継続)</p> <p>○生産性・付加価値の向上</p> <p>・令和6年度までに、新たにスマート業を推進し、自走式畦畔草刈機、ドローン、自動給水器等等を1地域以上導入し、農業の省力化を図る。(新規)</p> <p>2 (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮</p> <p>○農産物の供給の促進</p> <p>・令和6年度までに、農業収入増加のた</p>

め、機能性を持たせた棚田米の生産によるブランド化及び販路拡大を行い、棚田米の販売収益を増加させる。(新規)

4 (1) ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 ○農産物の供給の促進
 ・村が提案する機能性を持った棚田米の栽培に取り組み、ブランド化を図る。(新規)

(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則第3条第2項】

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

②→ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項目	令和4年度	令和5年度
農産物の供給の促進	○機能性を持った棚田米の栽培の取組	○棚田米のブランド化・販売開始
	○村ブランド米「心づかい」の全量特A米比率の維持	
	○ソバ「信濃1号」の生産面積及び生産量の維持	

め、**機能性を持たせた**棚田米の生産によるブランド化及び販路拡大を行い、棚田米の販売収益を増加させる。(新規)

4 (1) ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 ○農産物の供給の促進
 ・**村が提案する機能性を持った**棚田米の栽培に取り組み、ブランド化を図る。(新規)

(別添2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則第3条第2項】

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

②→ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項目	令和4年度	令和5年度
農産物の供給の促進	○ 機能性を持つ た棚田米の栽培の取組	○棚田米のブランド化・販売開始
	○村ブランド米「心づかい」の全量特A米比率の維持	
	○ソバ「信濃1号」の生産面積及び生産量の維持	

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：栄村棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

（1）旧堺村地域の棚田

- ①泉平の棚田（5.32ha）
- ②箕作の棚田（4.45ha）
- ③月岡の棚田（11.92ha）
- ④小滝の棚田（8.31ha）
- ⑤野田沢の棚田（7.90ha）
- ⑥天地・大久保の棚田（7.65ha）
- ⑦雪坪の棚田（4.78ha）
- ⑧志久見の棚田（17.36ha）
- ⑨切欠の棚田（6.55ha）
- ⑩長瀬の棚田（12.66ha）
- ⑪笹原の棚田（2.85ha）
- ⑫北野の棚田（5.06ha）
- ⑬極野・中野の棚田（5.37ha）
- ⑭小赤沢の棚田（6.53ha）

（2）旧水内村地域の棚田

- ①白鳥の棚田（5.91ha）
- ②平滝の棚田（9.97ha）
- ③横倉の棚田（11.72ha）
- ④青倉の棚田（14.98ha）
- ⑤森の棚田（18.09ha）

※範囲については別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・令和6年度まで、村内すべての棚田において、保全に取り組む面積を現状維持（167.38ha）する。（継続）
- ・令和6年度までに、村内すべての棚田において、新たな荒廃農地の発生を現状面積（142.68ha）の10%以下に抑える。（拡充）

○担い手の確保

- ・令和6年度までに、人・農地プランに位置付ける中心経営体を現在の31経営体から、1つ以上増加させる。（拡充）
- ・令和6年度までに、農業法人や集落営農組織を現在の18組織から1つ以上増加させる。（拡充）
- ・令和6年度までに、新規就農者及び認定農業者を4名以上増加させる。（拡充）

○生産性・付加価値の向上

- ・令和6年度までに、村内すべての棚田において、中核農家への農地集積率（現況17.9%）を、全体で2ポイント以上増加させる。（拡充）
- ・令和6年度までに、新たにスマート農業を推進し、自走式畦畔草刈機、ドローン、自動給水栓等を1地域以上導入し、農業の省力化を図る。（新規）

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・令和6年度までに、農業収入増加のため、棚田米の生産によるブランド化及び販路拡大を行い、棚田米の販売収益を増加させる。（新規）
- ・令和6年度まで、村内の棚田等で生産されているソバの作付面積（現況6.43ha）を維持

する。(継続)

○自然環境の保全・活用

- ・令和6年度までに、村内の棚田等において、環境保全型の農業（堆肥の施用等）を実施する。(新規)
- ・令和6年度までに、村内における鳥獣被害面積を令和2年度実績(9.30ha)から5%以上減少させる。(拡充)
- ・令和6年度までに、古道を活用した体験イベントの開催を年1回以上行い、年間5名以上の参加者を確保する。(新規)
- ・令和6年度までに、園児・小中学生等を対象とした自然ふれあいイベント等の取組みを年1回以上行い、年間10名以上の参加者を確保する。(新規)

○良好な景観の形成

- ・令和6年度までに、村内の棚田等において、景観作物を1か所以上作付する。(拡充)
- ・村内すべての棚田において、年2回以上の草刈り等を行い、良好な棚田の景観を維持する。(継続)

○伝統文化の継承

- ・村内すべての棚田地域において、夏祭りの「舞」を始めとする地域文化の継承、文化的景観及び文化財の保護・保存・活用を推進する。(継続)
- ・信州の伝統野菜に認定されている「ししこしょう」の栽培を維持するとともに、ししこしょうを始めとする村内野菜等を活用した郷土食等、食文化の継承を図る。(継続)

○集落機能の強化・維持

- ・令和6年度までに、相互扶助や伝承文化の継承等を目的として、一人暮らし高齢者世帯の見守り、冬期間を含む生活様式の維持・強化、買い物支援を1地域以上で行う。(拡充)

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和6年度までに、棚田オーナー制度の取組みを1地域以上で行う。(新規)
- ・令和6年度までに、農村交流体験イベントを年1回以上開催し、年間10人以上の参加者を確保する。(新規)
- ・令和6年度までに、農泊の取組みを1地域以上で行う。(新規)
- ・令和6年度までに、移住・定住者を2名以上増加させる。(拡充)
- ・令和6年度までに、地域おこし協力隊の任用数を1名以上増加させる。(拡充)
- ・令和6年度までに、県内大学等、外部機関との農業体験等を通じた交流を1回以上行う。(新規)

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和6年度までに、空き家又は古民家の再生・活用数を2件以上増加させる。(拡充)
- ・令和6年度までに、「棚田カード」の作成を1地域以上で行う。(新規)

○棚田地域の資源を活用した六次産業化の推進

- ・令和6年度までに、棚田米等の地域資源を活用した加工品の新商品開発を1地域以上で行う。(新規)

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

① 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・担い手への農地集積を進め、荒廃農地の増加を抑制する。(継続)
- ・中山間地域直接支払制度、多面的機能支払制度、その他制度等活用しながら各棚田の農道、農業用水路等の生産基盤の維持、整備を進める。(継続)
- ・コスト削減、労力軽減を図るため、共同施設の利用促進を進めるとともに、農作業の共同化を進める。(拡充)

○担い手の確保

- ・棚田地域での生産組織の育成、増加を図り、担い手の確保を図る。(拡充)
- ・生産組織、担い手への作業の受委託を進め、経営の安定化を図る。(拡充)
- ・新規就農者に対し、営農支援や販売支援、新たな振興政策の紹介等を行う。(拡充)

○生産性・付加価値の向上

- ・村単独事業の「田直し事業」を活用し、作業性の悪いほ場の基盤整備を行い、生産性の向上を図りながら、中核農家へ農地を集積する。(拡充)
- ・自走式畦畔草刈機、ドローン、自動給水栓等を導入し、スマート農業を推進する。(新規)

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・棚田米の栽培に取り組み、ブランド化を図る。(新規)
- ・村のブランド米「心づかい」の全量特A米比率を維持する。(継続)
- ・棚田で生産されているソバ「信濃1号」の生産面積及び生産量を維持する。(継続)

○自然環境の保全・活用

- ・堆肥の施用等による環境保全型農業を推進する。(新規)
- ・補助金(栄村野生鳥獣被害防止対策事業補助金等)を活用した電気柵等の設置により、棚田や棚田周辺での鳥獣被害面積を減らし、自然環境の保全に努める。(拡充)
- ・棚田周辺の古道等の自然環境を活用した体験イベントを実施する。(新規)
- ・棚田を活用した田植え・稲刈り作業等の自然ふれあい体験イベント等の取り組みを、園児・小中学生等を対象として実施する。(新規)

○良好な景観の形成

- ・良好な景観を確保するため、棚田及びその周辺において景観作物を作付する。(拡充)
- ・棚田の良好な景観を維持するため、周辺林地や棚田の適正な草刈りを行う。(継続)

○伝統文化の継承

- ・高齢化が進んでいる当村の棚田地域において、伝統行事等文化の継承に地域住民による維持を基本としつつも、地域住民だけでは継承困難な地域において、村外からの交流人口(都市部等の学生等を含む)の参画を得るなどして、継承を図る。伝統行事の具体例として、当地域における夏祭り等で行われている「舞」と言われるものがあるが、後継者不足によりその存続が危ぶまれている。また、小正月に行われる道陸神行事では、箕作集落に受け継がれている「箕作おんべ」というものがあるが、集落の住

民の高齢化により、断続的に行われているのが実態であり、その存続が危ぶまれている。都市住民にとってのふるさとでもある当地域において、この「舞」の後継者不足や「箕作おんべ」の高齢化等が地域文化の停滞に繋がらないよう取組を進める。(継続)

- ・ 棚田地域の伝統的な文化財は、歴史的な価値も大きく、棚田地域の存続のために必要不可欠であることから、この文化財を保護・保存・活用する。(継続)
- ・ 信州の伝統野菜に認定されている「ししこしょう」の栽培を維持する。(継続)
- ・ ししこしょうを始めとする村内野菜等を活用した郷土食等の製造を行い、村内食文化の継承を図る。(継続)

○集落機能の強化・維持

- ・ 棚田地域での高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域での安心した生活が継続できるよう、地域住民による見守り等を実施し、集落の機能を維持する。(拡充)
- ・ 棚田地域特有の交通空白地域での買い物・通院支援等、高齢者を含む住民の健康的な生活が維持できるよう集落機能の強化を図る。(拡充)

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 棚田オーナー制度や、田植え・草刈り・稲刈り体験等の都市農村交流体験イベント、農泊の取組を通じた、関係人口の創出、拡大を図る。(新規)
- ・ 村が進める移住・定住お試し制度等の様々な支援策や、国が進める地域おこし協力隊制度等を活用し、移住・定住者の増加を図る。(拡充)
- ・ 県内大学等、外部機関との農業体験等を通じた交流を行う。(新規)

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 棚田地域において、移住・定住等を目的とした空き家又は古民家の再生を進め、観光客の宿泊体験施設としての整備を進める。(拡充)
- ・ 各棚田において「棚田カード」の作成を検討し、観光資源としての棚田を広く周知する取組を進める。(新規)

○棚田地域の資源を活用した六次産業化の推進

- ・ 棚田米を原料とした日本酒や焼酎等の酒類の商品開発を進め、販売に結び付ける。(新規)
- ・ 棚田米等の地域資源を原料とした加工品の新商品開発を進める。(新規)

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

栄村棚田地域振興協議会は、栄村、農業委員会、農業者、農業者団体等で構成する。参加者の名称又は氏名については、別添5 栄村棚田地域振興協議会規約の別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし